

公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人龍ヶ崎市まちづくり・文化財団（以下「財団」という。）の定款第13条及び第29条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当財団を主たる勤務場所とし週3日以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費等（宿泊費を含む。）の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 龍ヶ崎市特別職の職員及び龍ヶ崎市職員が役員等に就任した場合の報酬等は支給しない。
- 4 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 5 役員等に対しては、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員に対する報酬は、月額25万円以内において、理事会の決議により決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、理事会、監事監査及びこれに準ずる会議への出席時に日額報酬として1日当たり5,000円とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、重複して支給しない。
- 3 評議員の報酬の額は、評議員会への出席時に日額報酬として1日当たり6,000円とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は、重複して支給しない。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給する。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、事業年度末に一括支給する。

(費用)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員に対しては、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は、財団職員の例に準ずる。ただし、支給限度額は、月額1万円以内とする。

3 役員等が出張した場合の旅費は、財団職員の例により支給する。

(報酬の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給し、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 財団は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。